

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

4月8日発行  
Vol.447

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



# 新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

## 3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い  
密閉空間



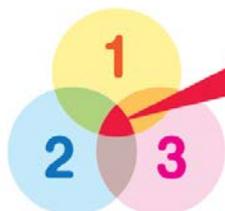
②多数が集まる  
密集場所



③間近で会話や  
発声をする  
密接場面

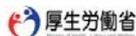
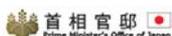


新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろった場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には  
消毒などを行ってください。



厚生労働省 コロナ 検索

### 目次

#### ●被災自治体News

南相馬市 -----	2
浪江町 -----	6
双葉町 -----	8

#### ●新潟県

・本県に避難されているお子さんに 会いに来られるご家族等に対し 「高速バス料金」および 「高速道路料金」の支援を 引き続き行います -----	12
---	----

#### ●環境省

・新型コロナウイルスなどの 感染症対策としての ご家庭でのマスク等の捨て方 -----	13
--	----

#### ●交流ルームひばり通信

・引っ越しました!! -----	5
・4月の「ひばり」 -----	14



ふくしまから  
はじめよう。

Future From Fukushima.



## 南相馬市からのお知らせ

### 令和元年度「南相馬市住民意向調査」調査結果の公表について

3月19日公表

令和元年9月30日から10月14日、および12月2日から12月16日にかけて実施した南相馬市・福島県および復興庁との共同による住民意向調査について、速報版がまとまりましたので、お知らせします。

#### 調査概要

- 調査対象：避難指示区域に指定された地域の世帯の代表者（4,058世帯）
- 実施期間：令和元年9月25日～10月8日、12月2日～12月16日
- 調査方法：郵送配布、郵送回収
- 回答者数：2,463世帯（回収率60.7%）

#### 調査結果のポイント

##### (1) 帰還の意向

すでに南相馬市に戻っている	63.2%	(61.0%)
戻りたいと考えている(将来的な希望も含む)	5.8%	
まだ判断がつかない	9.0%	(13.9%)
戻らないと決めている	13.4%	(15.7%)

※(カッコ)書きは、それぞれ前回調査(平成28年11月)結果



##### (2) 帰還を判断するために必要なこと(上位抜粋)

医療機関(診療科)の状況	63.6%
介護・福祉施設の状況	43.5%
商業施設の状況	40.2%
原子力発電所の安全性に関する情報(事故収束や廃炉の状況)	36.0%
鉄道等の公共交通機関の状況 放射線の低下の見通し、除染成果の状況 その程度の住民が戻るかの状況	29.0%

※帰還の意向で「まだ判断がつかない」と回答した方のみ回答

次ページへ続きます

## (3)戻らないと決めている理由（上位抜粋）

すでに恒久的住宅を取得したから	48.1%
すでに生活基盤ができているから	44.7%
避難先の方が、生活利便性が高いから	40.6%
医療環境に不安があるから	38.4%
原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）に不安があるから	36.8%

※帰還の意向で「戻らないと決めている」と回答した方のみ回答

問い合わせ

復興企画部 被災者支援課 原子力損害対策係

TEL 0244-24-5337

## 原子力損害賠償の請求期限（時効）について

4月6日HP更新

## Q1 原子力損害賠償は今からでも請求できますか？

## A1 今からでも請求できます。

請求の期限はありますが、現時点では時効（消滅時効）ではありません。また東京電力も「時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も柔軟な対応を行わせていただく」とプレスリリース（令和元年10月30日付）で明らかにしています。

- ▶ 「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する当社の考え方について」  
東京電力プレスリリース（令和元年10月30日付）

[https://www.tepco.co.jp/press/release/2019/1519277\\_8709.html](https://www.tepco.co.jp/press/release/2019/1519277_8709.html)



## Q2 原発事故から10年で請求が認められなくなる恐れがあるのですか？

## A2 原発事故から10年ですぐに認められなくなるわけではありません。

原子力損害賠償の時効（消滅時効）は法律で10年と定められています。

時効には請求できなくなるまでの期間の計算の始まる時点である「起算点」があります。

原子力損害賠償の「起算点」について、東京電力は、そのプレスリリースで「当社が中間指針等を踏まえ賠償請求の受付を開始した時」としています。

次ページへ続きます 

賠償項目ごとの東京電力の受付開始時期は次のとおりです。

	賠償項目	請求受付開始時期
・個人	避難生活等による精神的損害	平成23年(2011年)9月
	就労不能等に伴う損害	
	検査費用	
	避難・帰宅・一時立入費用	
	生命・身体的損害	平成24年(2012年)3月
	自主的避難等に係る損害	
	家財	平成25年(2013年)3月
	宅地・建物・借地権	
	住居確保に係る費用	平成26年(2014年)7月
・法人 ・個人事業主	営業損害	平成23年(2011年)9月
	出荷制限指示等による損害	
	風評被害	
	間接損害	
	償却資産および棚卸資産	平成24年(2012年)12月
	宅地・建物・借地権	平成25年(2013年)3月

### Q3 現在できる賠償請求を早めに請求した方が良いですか？

**A3 証明書類がそろわなくなる恐れがあるので、早めの請求をお勧めしています。**

東京電力は「時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も柔軟な対応を行わせていただく」と表明しているため、原子力損害賠償の請求は今からでもできますし、時効期間が過ぎてもできることになります。

住居確保損害の請求について、まだ今後の対応を決められないなど現時点で請求ができないものについては、無理に今すぐ請求する必要はありません。

一方で、現在請求できる賠償項目については早めに請求をしておくほうが良いといえます。請求をするのに必要な資料の保存期間をすぎてしまうおそれがあるからです。

たとえば、カルテの保存期間は最終の通院日から5年と法律で定められています。また、会社の給与台帳等も7年程度という会社が多いと思われます。

証明書類を取得できないと、請求が認められなくなる可能性もあります。

このため、書類の保存期間を考慮して、早めの請求をお勧めします。

問い合わせ

復興企画部 被災者支援課 原子力損害対策係

TEL 0244-24-5337



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ  
TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [4/3～4/10]

1. オープニング&今週の番組
2. 新型コロナウイルス感染防止対策にかかる南相馬市長メッセージ
3. 国境を超えて繋がる心 海外&南相馬の交流の場
4. 第8回桜植樹祭 小高に千本桜を作ろう！おだか千本桜プロジェクト
5. 令和元年度第2回 相馬野馬追 保存会総会 執行委員会
6. リクエストアワーのお知らせ



## 交流ルームひばり通信

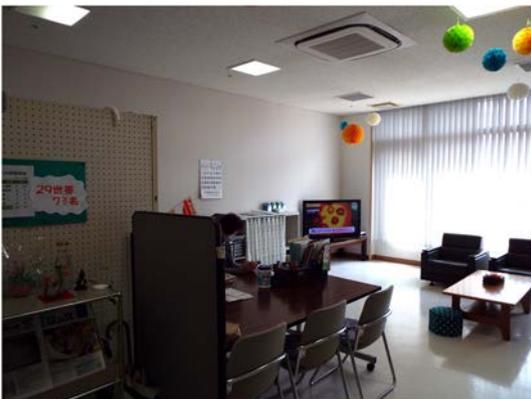


# 引っ越しました!!

交流ルームひばりは、これまでの場所から、通路を挟んだ向かいの部屋に移動しました。

それとあわせて、開設時間を変更しましたので、お越しの際はご注意ください。

(開設時間は裏表紙をご覧ください)





## 浪江町からのお知らせ

令和元年度 浪江町住民意向調査（復興庁・福島県・浪江町共催）の  
調査結果

4月1日HP更新

浪江町の住民を対象とした住民意向調査の調査結果（速報版）が復興庁から示されましたので、お知らせします。

この調査は、原発事故による避難者などに対する住民意向調査として、各々の市町村、福島県および復興庁の共催で順次実施されています。

## 調査概要

- 調査対象：世帯の代表者（7,471世帯）
- 実施期間：令和元年10月15日～10月29日
- 調査方法：郵送配布、郵送回収
- 回答者数：3,491世帯（回収率46.7%）

## 調査結果のポイント

## (1) 帰還の意向

すでに浪江町に戻っている	6.5%(4.9%)
戻りたいと考えている(将来的な希望も含む)	11.4%(11.8%)
まだ判断がつかない	26.1%(30.2%)
戻らないと決めている	54.9%(49.9%)

※(カッコ)書きは、それぞれ前回調査(平成30年10月)結果



## (2) 帰還を判断するために必要なこと（上位抜粋）

医療・介護の復旧時期の目途	55.8%
どの程度の住民が戻るかの状況	38.7%
商業やサービス業などの施設の復旧時期の目途	36.2%
原子力発電所の安全性に関する情報（事故収束や廃炉の状況）	31.0%
放射線量の低下の目途、除染成果の状況	28.4%

※帰還の意向で「まだ判断がつかない」と回答した方のみ回答

次ページへ続きます

(3)戻らないと決めている理由（上位抜粋）

すでに生活基盤ができているから	48.7%
医療環境に不安があるから	44.1%
避難先の方が、生活利便性が高いから	41.5%
原子力発電所の安全性に不安があるから	31.7%
生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから	30.6%

※帰還の意向で「戻らないと決めている」と回答した方のみ回答

問い合わせ

企画財政課 企画調整係

TEL 0240-34-0240

浪江町民の避難状況（3月31日現在）

【都道府県別】（福島県外）

【福島県内市町村別】

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
北海道	54	長野県	52	愛媛県	8	福島市	2,503	天栄村	1	三春町	72
青森県	38	岐阜県	16	高知県	5	会津若松市	194	下郷町	4	小野町	12
岩手県	37	静岡県	52	福岡県	19	郡山市	1,737	南会津町	9	広野町	43
宮城県	914	愛知県	41	佐賀県	4	いわき市	3,221	北塩原村	2	檜葉町	17
秋田県	43	三重県	7	長崎県	10	白河市	247	西会津町	4	富岡町	14
山形県	121	滋賀県	5	熊本県	6	須賀川市	144	磐梯町	4	川内村	4
茨城県	988	京都府	34	大分県	5	喜多方市	19	猪苗代町	23	大熊町	4
栃木県	477	大阪府	62	宮崎県	10	相馬市	451	会津坂下町	19	浪江町	937
群馬県	133	兵庫県	20	鹿児島県	8	二本松市	1,052	金山町	1	葛尾村	5
埼玉県	656	奈良県	5	沖縄県	17	田村市	69	会津美里町	9	新地町	85
千葉県	562	和歌山県	-	国外	13	南相馬市	1,999	西郷村	143	飯舘村	2
東京都	824	鳥取県	-	合計	6,118	伊達市	109	泉崎村	5	県内	2
神奈川県	419	島根県	4	(前月 6,148)	本宮市	477	中島村	2	合計	14,111	
新潟県	324	岡山県	22		桑折町	136	矢吹町	30	(前月 14,114)		
富山県	15	広島県	10		国見町	29	棚倉町	6			
石川県	23	山口県	1		川俣町	56	塙町	2			
福井県	11	徳島県	1		大玉村	192	石川町	6			
山梨県	37	香川県	5		鏡石町	8	古殿町	1			

(前月 20,262)

避難者総数	20,229
-------	--------



## 双葉町からのお知らせ

### 令和2年度町税の免除、減免等について(お知らせ)

4月1日HP更新

双葉町では、東日本大震災および原子力災害を受けた納税義務者等の納付すべき令和2年度の各税目について、次の通り免除・減免をします。

#### 対象税目

個人町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

#### 個人町県民税(個人住民税)

令和元年(平成31年)中の所得により、下表のとおり減免となります。

※ 所得による減免は平成31年度と変更ありません。

令和元年(平成31年)中の合計所得金額 (目安の給与収入※1)	減免の割合
500万円以下 (688万円)	10分の10
500万円を超え750万円以下 (688万円～966万円)	10分の5
750万円を超え1,000万円以下 (966万円～1,220万円)	4分の1
1,000万円超 (1,220万円～)	10分の1

居住住宅の損壊の程度による減免は平成31年度分より適用されません。

今年度も所得要件のみで減免の割合が決定されます。なお、合計所得金額は総合課税分及び分離課税分の合計、特に分離譲渡所得については特別控除前の額が合算されます。

※ 家屋被害認定調査の判定結果による、平成23～30年度分に遡っての納付済町県民税の税額(減免割合)変更(還付)はこれまでどおり行います。

※1 この表における目安の給与収入とは、給与所得以外の所得がない場合の金額です。

#### 国民健康保険税

被保険者全世帯…全額減免

※ 法人町民税、固定資産税、軽自動車税については省略します。

問い合わせ

住民生活課

TEL 0246-84-5206

# 双葉町HP「町長の活動状況」から

## 職員退任式

3月31日

3月31日付けで退任される金田勇副町長をはじめ7人の職員に退任の辞令を交付し、長年の功を労うとともに、これまで双葉町のためにご尽力いただいたことに改めて感謝を申し上げます。また福島県や各市町村から派遣された10人の職員に対し、ご支援に対する感謝の言葉を述べました。



## 双葉町立南・北小学校卒業証書授与式

3月23日

町立学校体育館において双葉南・北小学校の卒業証書授与式が挙行されました。伊澤町長は、8人の卒業生にお祝いの言葉を述べるとともに「自分の行動に責任を持ち、周りの人の気持ちを考えることのできる立派な人に成長してください。今日のこの感激を忘れることなく、中学校生活が希望と喜びで満ちあふれ、活躍されることをお祈りいたします」とお祝いの言葉を述べました。



## ふたば幼稚園修了証書授与式

3月23日

ふたば幼稚園さくら組において修了証書授与式が挙行されました。4人の園児に修了証書が手渡され、伊澤町長は「4月からは小学1年生です。小学校では新しい先生や友達との出会いがあります。今まで以上に友達やお兄さん、お姉さんと仲良く過ごしてください。新しく入園するお友達にも優しくしてください」とお祝いの言葉を述べました。



# 双葉町HP「町長の活動状況」から

## JR常磐線全線開通

3月14日

JR常磐線が全線で再開通し、東西自由通路を備えた新しい双葉駅舎で特急ひたちの出迎え式を行いました。

伊澤町長は、「双葉町は3月4日に初めて一部区域の避難指示解除を実現したところです。今般のダイヤ設定は、通勤時間帯における効果的な普通列車の設定や、ビジネス需要にも復興ツーリズムの形成にもつながる特急列車の設定など、町の取り組みを大きく後押ししてくれる協力な推進力を持っていると考えています」と来町者を歓迎し、あいさつしました。



## 双葉中学校卒業証書授与式

3月13日

町立学校仮設校舎体育館において第70回双葉中学校卒業証書授与式が行われ、今年度は7人の卒業生に卒業証書が授与されました。

伊澤町長は、「これからそれぞれの進学の道を歩むこととなりますが、双葉中学校で学んだことに自信と誇りを持って前進してください。さらにたくさんの経験を積み重ねるとともに自らの考えで判断し、さまざまな課題を克服できるよう、日々努力を続けてください」と祝辞を述べました。



## 東日本大震災双葉町追悼式を挙行

3月11日

震災から9年が経過した3月11日、いわき市錦町JAやすらぎ会館ラポール錦において東日本大震災双葉町追悼式を挙行しました。国の東日本大震災総理大臣官邸献花式を会場内に設置したモニターで中継映像に合わせ震災発生時の午後2時46分から黙祷を捧げました。

伊澤町長は「9年の月を経てもなお、大切な家族を失った悲しみはあまりにも深く、心の傷は癒えておらず、その悲しみに寄り添いながら、町の復興、町民一人ひとりの復興の道を歩んでまいります」と式辞を述べました。



# 双葉町HP「町長の活動状況」から

## 常磐双葉インターチェンジ開通式

3月7日

常磐自動車道常磐双葉インターチェンジの供用開始に伴う開通式典が行われ、伊澤町長は、安倍晋三内閣総理大臣、内堀雅雄福島県知事、赤羽一嘉国土交通大臣、田中和徳復興大臣などの来賓とともにテープカットを行いました。

伊澤町長は、「本インターチェンジは、人々の交流を活発にし、企業の進出などを通じて、町の復興に大きく寄与するものと期待しております。町民の皆様はもとより、県内外の多くの皆様には、常磐双葉インターチェンジをご利用いただき、是非とも町に足を運び、町が復興していく姿を実感していただきたいと思います」とあいさつを述べました。



## 避難指示解除準備区域、JR双葉駅周辺一部避難指示解除

## 双葉町役場コミュニティーセンター連絡所開所式

3月4日

双葉町コミュニティーセンター内に役場連絡所を開所しました。

伊澤町長は、「今回の避難指示解除及び連絡所の開設は、双葉町の復興のスタートラインに過ぎないと考えております。次のステップである令和4年春頃の特定期復興再生拠点区域全域の避難指示解除と居住開始に向けて職員一同全力で取り組んでまいります」とあいさつし、佐々木清一町議会議長とともに看板を設置しました。



# 本県に避難されているお子さんに会いに来られるご家族等に対し 「高速バス料金」および「高速道路料金」の支援を引き続き行います

令和2年度においても引き続き、本県に避難されているお子さんに会いに来られるご家族に対し、「高速バス料金」および「高速道路料金」の支援を行います。（「高速バス料金」の支援については、平成28年8月から避難元の祖父母に会いに行く本県に避難されているひとり親世帯も対象です。）

## 1 支援期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

## 2 支援概要（従来どおり）

	高速バス料金の支援	高速道路料金の支援
対象者	1. 高速道路無料措置の対象外となっている警戒区域等以外の地域から避難し、二重生活を強いられている世帯で、高校生以下の子ども（満18歳以下に限る。以下同じ。）に会いに来られる父・母 2. 高速道路無料措置の対象外となっている警戒区域等以外の地域から避難し、被災時に同居していた避難元に住む祖父母に会いに行く高校生以下の子のいるひとり親世帯	高速道路無料措置の対象外となっている警戒区域等、福島県浜通り・中通り及び宮城県丸森町以外の地域から避難し、二重生活を強いられている世帯で、高校生以下の子ども（満18歳以下に限る。）に会いに来られる父・母
支援内容	1の場合 高速バス（新潟－郡山線）往復料金 （大人 5,800円） 2の場合 高速バス（新潟－郡山線）往復料金 （大人 5,800円、子ども 3,200円）  ※1週間当たり1回分	避難元と避難先の最寄りインターチェンジ間の往復料金（ETC料金）  ※1カ月当たり1回分

申請方法：補助金申請書に利用者本人の運転免許証、世帯全員の住民票などの必要書類を添付のうえ県に提出してください。 **※年度内に提出してください。**

※昨年度申請をした場合であっても令和2年度の初回申請の時には住民票などの添付書類が必要です。

### 問い合わせ・申請書提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1  
新潟県県民生活・環境部 震災復興支援課 広域支援対策係

TEL 025-282-1732

## 新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

### ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせませす。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。



②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしばります。



③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- 『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。

## 4月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
4月1日から、開設する曜日・時間が変わりました。				9	10	11
・日曜日 午前10時～午後3時 ・水曜日 午前10時～午後1時				ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
12	13	14	15	16	17	18
午前10時～午後3時	ひばり休み	ひばり休み	午前10時～午後1時	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
19	20	21	22	23	24	25
午前10時～午後3時	ひばり休み	ひばり休み	午前10時～午後1時	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み

### 問い合わせ

#### 交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょう∞ふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari\_sanjo\_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日 午前10時～午後3時  
水 午前10時～午後1時

#### ※さんじょう∞ふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

## 避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

### 連絡先

三条市役所 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

### 三条市に避難している世帯数と人数(2020.4.8現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	17	43
原町区	3	4
南相馬市 計	20	47
浪江町	3	11
双葉町	1	3
郡山市	4	9
合計	28	70

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511